

2022年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目3番地4
株式会社ディー・エル・イー
代表取締役 小 濱 直 人

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討いただき、事前の議決権行使をお願い申しあげます。

なお、当日ご来場をお控えいただく場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使方法のご案内」に従って、2022年6月17日（金曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月20日（月曜日）午後1時
2. 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地 T K P市ヶ谷ビル
T K P市ヶ谷カンファレンスセンター
【7F】カンファレンスルーム7C
※前回定時株主総会より会場が変更となっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照頂き、お間違いのないようご注意ください。
また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態に関わらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただきます可能性がります。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（株主様へのお願い）

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございますのでインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.d1e.jp/>）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温等の体調確認のうえマスク着用で対応させていただきます。

本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は可能な限り縮小させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.d1e.jp/>）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査等委員である取締役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のものほか、次の事項も含まれております。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

◎本招集ご通知の株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.d1e.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様にとって重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には、以下の4つの方法がございます。

1. 株主総会へのご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時：2022年6月20日（月曜日）午後1時

2. 議決権行使書用紙の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限：2022年6月17日（金曜日）午後7時到着分まで

3. インターネットによる議決権の行使

パソコンから下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限：2022年6月17日（金曜日）午後7時入力分まで

4. スマートフォン等による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙の右下に掲載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を、スマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

議決権行使期限：2022年6月17日（金曜日）午後7時入力分まで

(注) 書面とインターネット・スマートフォン等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット・スマートフォン等によるものを有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

■パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話照会先：0120-652-031（通話料無料）

（受付時間 午前9時～午後9時）

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を受け、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続く等厳しい状況となりました。また景気の先行きにつきましては、各種政策効果や世界経済の改善により持ち直していくことが期待されるものの、感染再拡大による国内外経済の下振れリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境においては、スマートフォンやタブレットPCなどのスマートデバイスの普及が世界規模で急速に拡大し、それにともない、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画配信サイト、ソーシャルゲーム、コミュニケーションアプリなどの新たなサービスの利用が拡大しております。

そのような環境変化は、人々のライフスタイルを、スマートデバイス等を使い、最適メディアを選択し、必要なときに必要な時間だけコンテンツを消費し、SNS等を使って即時に情報や感動を共有するといったメディア接触方法の多様化、コンテンツ視聴の短時間化、情報共有のリアルタイム化へと世界規模で変化させ、「スキマ時間に楽しめるショートコンテンツ」といった新たな付加価値へのニーズを急速に拡大させてきました。

また、インターネット動画配信等の新興メディアの興隆で競争が激化するメディア業界においては、オリジナルコンテンツによる差別化の重要性が増してきております。

このような事業環境の中、当社グループでは、視聴者や消費者等の多様化し変化の速い嗜好や価値観、旬な時事ネタ等を捉え、適時に対応することを強みとするファスト・エンタテインメント事業を展開し、インターネット時代にマッチしたオリジナルコンテンツを量産してまいりました。

当連結会計年度においては、既存IPを活用した新規ビジネスモデル構築やセールスプロモーション施策の営業活動拡大、新規IP開発による新たな収益獲得を図る等、各種サービスを展開いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,640,294千円（前連結会計年度比46.8%増）、営業損失は288,220千円（前連結会計年度は514,992千円の損失）、経常損失は287,052千円（前連結会計年度は510,755千円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は315,160千円（前連結会計年度は514,511千円の損失）となりました。

なお、当社グループは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであります。

- (2) 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- (3) 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- (4) 重要な組織再編等の状況
特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、「日本におけるIP・コンテンツ・ブランドビジネスの最高の舞台であり、世界を相手に事業展開する企業グループです」という経営ビジョンの実現に向けて、経営施策に取り組んでおります。

昨今、世界規模でのインターネットの進歩と拡張、スマートフォン、タブレットPCなどのスマートデバイスの急速な普及、ソーシャルメディア、動画配信・投稿サイトなどの新たな成長メディアの興隆等がメディア環境を大きく変化させております。

また、ARやVR、AIやブロックチェーン技術などの新技術が急速に発達し、ブロックチェーンゲームなどの新たなサービスが普及しております。

このような中、人々のライフスタイルは、スマートデバイスを使い最適メディアを選択し、必要なときに必要な時間だけコンテンツを消費し、SNSを使って即時に情報や感動を共有するといったメディア接触方法の多様化、コンテンツ視聴の短時間化、情報共有のリアルタイム化へと変化し、当社グループの主力領域である「スキマ時間に楽しめるショートコンテンツ」といった新たな付加価値へのニーズを急速に拡大させております。

今後も、中長期にわたり革新的なエンタテインメントやコミュニケーションを継続的に創造する、ファスト・エンタテインメント事業を推進するため、以下の課題を対処すべき課題として認識しております。

① IP(著作権・商標権等の知的財産権)の保有

近年のデジタル化とマルチメディア化の中においては、新しいメディアやSNS等新しいサービスの栄枯盛衰が激しく、旬のメディアやサービスに柔軟かつ迅速にIPビジネスを展開することが必要となってきております。そのため、当社グループでは迅速な意思決定を担保するために、IPを保有することが重要と考えております。

特に、製作委員会を用いた新規IPの開発に際しては、当社又は製作委員会がIPを保有すること及び製作委員会に対する出資者数を限定することに留意しており、柔軟な意思決定ができるよう努める方針です。

② 新規IPの量産とプロデュース

当社グループは、マルチメディア化とユーザー嗜好の細分化によって、単一IPをマスメディア放送によってプロデュースする手法は費用対効果が低下してきていると考えており、新規IPのプロデュースに関して、まず地方局、インターネット放送局、ウェブメディア、SNS等の特定メディアが持つコミュニティへのアプローチが重要と考えております。

メディアネットワークと短納期・低コストの制作システムの強みを活かし、新規IPを量産し多数のコミュニティへの同時多発的な事業展開を行ってまいります。

③ 新しい知的財産権ビジネスの開発

マルチメディアにプロモーションを展開したい広告主のニーズが拡大する中、当社グループでは、ソーシャル・キャラクターや保有ブランドを活用し、わかりやすく商品・サービスの紹介・マナー啓蒙を行えること、並びに話題性を喚起する時事ネタやクライアントの要望に対応する適時性や柔軟性に富んだサービスの企画提案を行えることを強みとしています。

また、コンテンツのデジタル化とメディア構造の変化により、IPのライセンス先が多様化してきております。ぬいぐるみやステーションナリー等のリアル商品のライセンスに加え、SNSやスマートフォンでのゲーム、スタンプ、ガジェット等のデジタル商品のライセンスが急増しております。デジタル商品の開発サイクルは、インターネット業界のビジネスサイクルに準じ、大幅に短納期化されています。

当社グループは、今後も引き続き、IPオーナーとして新しいビジネス領域への迅速な展開と、内製化した制作システムによる大量かつスピード感ある制作力、そして様々なメディアやデバイスへの展開力を活かし、迅速かつ魅力的なソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス、ブランド・マーケティング・サービス及び商品展開を図っていく方針です。

④ 人材登用と能力開発

当社グループは、現時点においては小規模組織ではありますが、今後想定される事業拡大、新規事業及びグローバル展開にもない、継続的に人材の確保が必要であると考えております。また人材の確保とともに、当社グループの経営理念、ビジネスモデルに適した人材の育成及びスピード感あるグローバル展開に対応できる異文化コミュニケーション能力の向上が重要と考えております。当社グループは、必要な人材の確保に努めるとともに、今後も引き続き、教育制度の整備や海外パートナーとの人材交流等を進めて人材の能力開発を図っていく方針です。

⑤ 新規ビジネスの展開

朝日放送グループホールディングス株式会社との資本業務提携により、テレビ及びラジオ等のメディアに代表されるグループ資産を活用した事業展開を図っていく方針です。

⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、継続的な営業キャッシュ・フローのマイナスにより継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。しかしながら、2019年5月に朝日放送グループホールディングス株式会社との間で、資本業務提携に関する契約を締結しそれに基づく第三者割当による新株式の発行を行ったことによる自己資本の増強等により、当連結会計年度末において現金及び預金2,076,187千円を保有し、必要な資金を確保できていると判断しております。

また、以下に示す課題への対処を的確に行うことにより、当該重要事象が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

以上より、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

1) ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスの強化

当社保有IPであるソーシャル・キャラクターを活用した広告・マーケティングプラン等の企画提案及びテレビコマースやインターネット

動画広告等のデジタルコンテンツ制作等を提供し、主に広告・マーケティング収入を得ることを目的としたソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスは、当社において売上総利益率が高く、過年度より安定的な収益の基盤となっております。

そのため、当社は、当該事業を強化していくことで、安定した収益獲得を目指してまいります。

具体的には、当社の主要IPである「秘密結社 鷹の爪」を中心とした自社IPの提案の実施、提案件数の増加を目的とした外部機関の活用等の施策を講じてまいります。

2) 当社保有IPのIP価値向上

上記1)に記載のとおり、ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスを強化していくためには、当社保有のIP価値向上が必要不可欠であると判断しております。

そのため、当社は、当社保有IPの価値向上に努め、安定した収益獲得を目指してまいります。

具体的には、SNS等での露出及び過去のテレビシリーズの配信等を通じたメディアへの露出機会を増加するための施策を講じてまいります。また、これにともなうライセンス収入の獲得も、安定した収益基盤の構築へ寄与するものと考えております。

3) ブランドとのシナジー創出

朝日放送グループホールディングス株式会社が保有する「放送事業（テレビ及びラジオ）等」、経営参画する「amadana」等のブランドとの協業を推進し、シナジー効果を創出することにより、収益の拡大に努めてまいります。

具体的には当社の強みであるプロデュース力を活かし、朝日放送グループホールディングス株式会社及び株式会社アマダナ総合研究所と連携し、積極的な営業推進、新規ビジネスの展開等の施策を講じてまいります。

4) 売上原価、販売費及び一般管理費の削減

当社は、当社事業の強みであるプロデュース力及びクリエイティブ力を確保した上で、引き続き、外注費等の売上原価、販売費及び一般管理費の削減に努め、収益性の改善に注力してまいります。

5) 事業の選択と集中

当社とのシナジーが期待できない資産については処分することを検討し、当社の強みである事業に投資を集中してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2019年6月期 第18期	2020年3月期 第19期	2021年3月期 第20期	2022年3月期 第21期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	3,795,793	597,548	1,117,363	1,640,294
親会社株主に 帰属する 当期純利益又は 親会社株主に 帰属する 当期純損失(△) (千円)	441,609	△438,009	△514,511	△315,160
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△) (円)	19.78	△10.35	△12.15	△7.44
総 資 産 (千円)	5,303,196	4,462,916	3,893,256	3,576,559
純 資 産 (千円)	4,337,029	3,894,828	3,384,389	3,161,180

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2019年6月期 第18期	2020年3月期 第19期	2021年3月期 第20期	2022年3月期 第21期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	954,626	575,475	620,851	851,073
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	200,048	△437,170	△512,698	△312,677
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△) (円)	8.96	△10.33	△12.11	△7.38
総 資 産 (千円)	5,302,212	4,445,608	3,716,157	3,473,358
純 資 産 (千円)	4,338,421	3,897,059	3,404,636	3,197,796

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、朝日放送グループホールディングス株式会社であり、同社は、当社の議決権比率51.93%を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	事業内容
ちゅらっぷす株式会社	44,000 千円	100.0	スマートフォン向けゲームアプリの新規開発事業等
AMIDUS. 株式会社	20,000 千円	80.0	映像、音楽のエンターテインメント分野やライフスタイル分野の企画・製作事業
PEGASUS TECH VENTURES COMPANY II, L. P.	7,782 千USドル	98.8	投資運用業務

(8) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

① IPの企画開発、制作

IPの映像コンテンツ(アニメーション、スマートフォンアプリ等のデジタルコンテンツ)の企画開発・制作及び制作後の総合的な展開(テレビ・ウェブ・映画等のメディア展開、グッズ、ゲーム化、イベント運営及び海外展開等)のプランの策定及び実行等により、主に制作収入及び当該IPのプロモーション収入を得ております。

企画開発・制作の対象となるIPは、当社が開発し、著作権を保有するIP(オリジナルIP)が中心ですが、他社が保有するIPのリプロデュースも一部対象としております。

② ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス

顧客の扱う商品やサービスの紹介、マナー啓蒙及び観光誘致等の地域活性化のため、キャラクターのソーシャルな特徴を活かしてロコミ等により伝播していく広告・マーケティングプラン等の企画提案及びテレビコマercialやインターネット動画広告等のデジタルコンテンツ制作等を提供し、主に広告・マーケティング収入を得ております。

③ デジタルコンテンツの企画開発

キャラクターのソーシャルな特徴を活かしたスマートフォンアプリ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)向けのゲーム・スタンプ等を企画開発・提供し、主に課金収入・ライセンス収入を得ております。

④ その他

映画興行による配給収入、製作委員会からの分配金収入及びライセンス料からのライセンス料等による権利収入並びにグッズ販売による小売収入を得ております。

(9) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 千 代 田 区

② 子会社

名 称	所 在 地
ちゅらっぷす株式会社	沖 縄 県 那 覇 市
A M I D U S . 株 式 会 社	東 京 都 千 代 田 区
PEGASUS TECH VENTURES C O M P A N Y I I , L . P .	米 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州

(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況 94名 (前連結会計年度末比3名増)

(注) 1. 従業員数は、就業人数であり、アルバイト及び派遣社員等の臨時雇用者は含まれておりません。

2. 当社グループにおける報告セグメントはファスト・エンタテインメント事業のみであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48名	3名減	35.5歳	5年3か月

(注) 従業員数は、就業人数であり、アルバイト及び派遣社員等の臨時雇用者は含まれておりません。

(11) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高 (千 円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	46,682

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 52,680,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 42,363,600株 |
| (3) 株主数 | 8,050名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持株数	持株比率
朝日放送グループホールディングス(株)	22,000,000株	51.93%
椎木 隆太	7,258,380株	17.13%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,160,400株	2.73%
Hasbro, Inc.	720,000株	1.69%
楽天証券(株)	239,100株	0.56%
五味 大輔	200,000株	0.47%
天野 純一	175,600株	0.41%
小野 亮	165,000株	0.38%
株SBI証券	163,476株	0.38%
武元 康明	120,400株	0.28%

(注) 椎木隆太氏の持株数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社LYSが保有する株式数1,423,400株(3.35%)を含めた実質持株数を記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）

2013年3月14日開催の取締役会決議による第15回新株予約権

- ・新株予約権の数
555個(新株予約権1個につき600株)
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 333,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1個当たり 200円
- ・新株予約権の行使期間
2015年3月15日から2022年9月19日まで
- ・その他の条件

当社は、新株予約権の割当を受けた者が取締役、監査役及び使用人たる地位を失った場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、新株予約権は無償で取得する。

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
執行役員	220個	132,000株	1名

2021年7月19日開催の取締役会決議による第20回新株予約権

- ・新株予約権の数
3,213個(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 321,300株
- ・新株予約権の発行価額
1個当たり 2,800円
- ・新株予約権の行使価額
1個当たり 1円
- ・新株予約権の行使期間
2023年7月1日から2025年9月30日まで
- ・その他の条件

a) 新株予約権者は、当社の2023年3月期、2024年3月期又は2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の営業利益が0円超となった場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定においては、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合に

は、これによる影響を排除した営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

b) 新株予約権者は、上記 a) の当該営業利益の水準を最初に充たした期の期末日において、取締役又は従業員（執行役員を含む）であることを要する。

c) その他の条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	1,785個	178,500株	1名
執行役員	1,428個	142,800株	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	小 濱 直 人	社長執行役員CEO ちゅらっぶす(株) 取締役 (株)大戸屋ホールディングス 社外取締役
取 締 役	椎 木 隆 太	執行役員COO兼CIO AMIDUS.(株) 取締役 (株)CARAVAN Japan 取締役
取 締 役	安 田 卓 生	朝日放送テレビ(株) 常務取締役 朝日放送グループホールディングス(株) 常務執行役員
取 締 役	渡 瀬 ひ ろ み (戸籍名：大塚ひろみ)	(株)アーレア 代表取締役 タメニー(株) 社外取締役 (株)フジ 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	佐 竹 正 幸	佐竹公認会計士事務所 所長 公益社団法人商事法務研究会 監事 千葉商科大学会計大学院 客員教授 前澤化成工業株式会社 社外監査役 公益財団法人榊原記念財団 監事 公益財団法人徳川ミュージアム 監事 国立大学法人筑波大学 監事 辰巳監査法人 代表社員
取 締 役 (監査等委員)	山 岸 洋 一	キャリアフィロソフィー(株) 代表取締役 ニューラルポケット(株) 社外取締役 ラオックス(株) 社外監査役 Bionic M(株) 社外監査役 ファイメクス(株) 社外監査役 シャディ(株) 監査役
取 締 役 (監査等委員)	佐 藤 有 紀 (戸籍名：砂田有紀)	(株)はてな 社外監査役 (株)ネットプロテクションズホールディングス 社外取締役（監査等委員） 創・佐藤法律事務所 代表社員 (株)ココナラ 社外取締役

- (注) 1. 取締役渡瀬ひろみ氏並びに監査等委員である取締役佐竹正幸氏、山岸洋一氏、佐藤有紀氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役佐竹正幸氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するもの

であります。監査等委員である取締役佐藤有紀氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当社は、取締役渡瀬ひろみ氏ならびに監査等委員である取締役佐竹正幸氏、山岸洋一氏、佐藤有紀氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、2021年6月21日開催の第20回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、取締役勝山倫也氏、高倉喜仁氏、大塚健吾氏、小野亮氏、今村俊昭氏、西澤民夫氏、山岸洋一氏の各氏は同日付で取締役を任期満了により退任し、このうち山岸洋一氏が監査等委員である取締役に就任しております。
また、監査役佐竹正幸氏、並木安生氏、佐藤有紀氏の各氏は同日付で監査役を任期満了により退任し、このうち佐竹正幸氏、佐藤有紀氏の各氏は監査等委員である取締役に就任しております。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするために、佐竹正幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社及び会社法に基づく子会社（DLE America, Inc.を除く）の取締役、監査役などの役員。

② 当該保険契約の内容の概要

被保険者が、その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金、訴訟費用等を当該保険契約により保険会社が填補するもの。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年5月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針にあたる取締役報酬規程の制定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の決議によって選任された社外取締役及び代表取締役からなる3名以上の委員で構成される指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等は、株主からの負託に応えるべく優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点が必要であることを考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系・報酬水準を定めるものと基本方針にて定めております。ただし、非常勤取締役については、業務執行から独立した立場にあることに鑑み、業績により変動する要素を排除して報酬体系・報酬水準を定めるものとしております。

常勤取締役の報酬については役位、職責、当社グループの業績、経営能力等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。非常勤取締役の報酬は、

支給実績や同業他社の支給額などを勘案して決定しております。

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けており、その権限の内容は、各取締役の報酬としております。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役は指名報酬委員会に原案を諮問し、当該答申の内容に従って決定しております。

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員数	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取 締 役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	9名 (3名)	69,339 (4,800)	64,341 (4,800)	—	4,998 (—)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	—	—
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	1,593 (1,593)	1,593 (1,593)	—	—
合 計	15名	80,932	75,934	—	4,998

(注) 1. 当社は、2021年6月21日開催の第20回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）には、監査等委員会設置会社への移行前における取締役を含んでおります。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数には、在任している無報酬の取締役1名及び当事業年度中に退任した無報酬の取締役1名が除かれております。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権であり、割当ての際の条件等は、「ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
6. 監査役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行前に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等は監査等委員会設置会社以降に係るものであります。
7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年6月21日開催の第20回定時株主総会決議において年額100,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内）（ただし、使用人分給与は

含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち、社外取締役は1名)です。なお、監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2013年9月25日開催の第12回定時株主総会において決議された年額200,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名(うち、社外取締役は2名)です。

8. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月21日開催の定時株主総会決議において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち社外取締役3名)です。なお、監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬限度額は、2013年9月25日開催の第12回定時株主総会において決議された年額40,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち社外監査役4名)です。
9. 上記の取締役及び監査役の報酬等の額には、2021年6月21日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した勝山倫也氏、高倉喜仁氏、大塚健吾氏、小野亮氏、西澤民夫氏、山岸洋一氏、監査役を退任した佐竹正幸氏、並木安生氏、佐藤有紀氏に対する報酬を含めております。
10. 取締役会は、代表取締役小濱直人に対し、各取締役の報酬の決定を委任しております。委任した理由は当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性などについて確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役	渡瀬ひろみ (戸籍名：大塚ひろみ)	(株)アーレア	代表取締役
		タメニー(株)	社外取締役
		(株)フジ	社外取締役
取締役 (監査等委員)	佐竹正幸	佐竹公認会計士事務所	所長
		公益社団法人商事法務研究会	監事
		千葉商科大学会計大学院	客員教授
		前澤化成工業(株)	社外監査役
		公益財団法人榊原記念財団	監事
		公益財団法人徳川ミュージアム	監事
		国立大学法人筑波大学	監事
		辰巳監査法人	代表社員
	山岸洋一	キャリアフィロソフィー(株)	代表取締役
		ニューラルポケット(株)	社外取締役
		ラオックス(株)	社外監査役
		Bionic M(株)	社外監査役
		ファイメクス(株)	社外監査役
		シャディ(株)	監査役
	佐藤有紀 (戸籍名：砂田有紀)	(株)はてな	社外監査役
		(株)ネットプロテクションズホールディングス	社外取締役 (監査等委員)
		弁護士法人 創・佐藤法律事務所	代表社員
		(株)ココナラ	社外取締役

(注) 兼職先と当社の間には重要な関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	渡瀬ひろみ (戸籍名：大塚ひろみ)	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、同氏は任意の指名・報酬委員会の委員を務めており、役員選任及び報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	佐竹正幸	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、監査役として、当期開催の監査役会4回全てに出席し、2021年6月21日監査等委員就任後開催の監査等委員会14回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から発言を行っております。
	山岸洋一	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、2021年6月21日監査等委員就任後開催の監査等委員会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、同氏は任意の指名・報酬委員会の委員長を務めており、役員選任及び報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。
	佐藤有紀 (戸籍名：砂田有紀)	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、監査役として、当期開催の監査役会4回全てに出席し、2021年6月21日監査等委員就任後開催の監査等委員会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記の当事業年度開催の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	25,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用
状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基
づき職務の執行を行う。監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、取締
役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査担当と連
携・協力の上、監視し検証する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は職務の執行に係る情報を社内規程等に従い適切に保存、管理す
る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理を統括する部門を定め、当社の損失の危険を管理
する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社内規程等を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる
体制を構築する。

取締役会の諮問機関として独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・
報酬委員会を設置し、当社の取締役の指名及び報酬の決定等に関する手続の
公正性・透明性・客観性を強化する。

(5) 当社及び親会社、子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する ための体制

親会社及び子会社との取引については、法令等の規範に従い適切に行う。
子会社については、関係会社管理規程に基づきそれぞれの状況に応じて必要
な管理を行う。また、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項
が適切に運営されるよう指導・監督する。

(6) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基
づき職務の執行を行う。内部監査担当は、監査等委員会と連携・協力の上、
内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

(7) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制**

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役は当該使用人の任命を行う。

(8) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査等委員会の同意を必要とする。

(9) **当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に対する体制**

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。社内通報制度により、通報窓口である外部の法律事務所が使用人からの通報を受理した場合、管理部門管掌の執行役員に通知し、当該執行役員はただちにこれを監査等委員会に報告する。代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員会監査の環境整備に必要な措置をとる。

(10) **その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員会監査の環境整備に必要な措置をとる。

(11) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記の内部統制システムの整備を行っており、かつ取締役会において、継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討している。その上で必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性向上を行っている。また常勤監査等委員は、社内の重要な会議に出席する等、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しており、かつ内部統制担当も定期的に内部監査を実施し、日々の業務が法令・定款・社内規程等に違反していないか検証している。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,572,689	流 動 負 債	387,140
現金及び預金	2,076,187	買掛金	156,612
受取手形、売掛金及び契約資産	379,928	1年内返済予定の長期借入金	50,316
仕掛品	65,194	未払金	79,593
未収還付法人税等	17,911	未払法人税等	13,345
その他	38,229	前受金	29,456
貸倒引当金	△4,761	預り金	22,836
		その他	34,980
固 定 資 産	1,003,869	固 定 負 債	28,239
有形固定資産	15,349	長期借入金	12,706
建物	35,008	資産除去債務	14,000
工具、器具及び備品	36,882	繰延税金負債	1,533
減価償却累計額	△56,541	負 債 合 計	415,379
無形固定資産	27,952	純 資 産 の 部	
のれん	9,202	株 主 資 本	3,071,190
ソフトウェア	946	資本金	2,918,873
ソフトウェア仮勘定	17,803	資本剰余金	1,543,143
投資その他の資産	960,568	利益剰余金	△1,390,825
投資有価証券	912,338	その他の包括利益累計額	56,022
関係会社株式	18,552	その他有価証券評価差額金	1,473
出資金	6,237	為替換算調整勘定	54,548
敷金及び保証金	23,439	新 株 予 約 権	8,996
		非 支 配 株 主 持 分	24,971
資 産 合 計	3,576,559	純 資 産 合 計	3,161,180
		負 債 純 資 産 合 計	3,576,559

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,640,294
売上原価		1,073,479
売上総利益		566,815
販売費及び一般管理費		855,036
営業損失		288,220
営業外収益		
受取利息	47	
為替差益	471	
還付加算金	398	
その他	509	1,426
営業外費用		
支払利息	228	
その他	30	258
経常損失		287,052
税金等調整前当期純損失		287,052
法人税、住民税及び事業税	9,877	
過年度法人税等	12,950	
法人税等調整額	1,533	24,361
当期純損失		311,413
非支配株主に帰属する当期純利益		3,747
親会社株主に帰属する当期純損失		315,160

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				その他の包括 利益累計額
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他の有価証券 評価差額金
当期首残高	2,917,073	1,542,020	△1,077,286	3,381,807	7,779
会計方針の変更による累積的影響額			1,621	1,621	
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,917,073	1,542,020	△1,075,665	3,383,428	7,779
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	1,800	1,800		3,600	
親会社株主に帰属する当期純損失			△315,160	△315,160	
その他		△677		△677	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△6,305
当期変動額合計	1,800	1,122	△315,160	△312,238	△6,305
当期末残高	2,918,873	1,543,143	△1,390,825	3,071,190	1,473

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	△22,591	△14,811	—	17,393	3,384,389
会計方針の変更による累積的影響額					1,621
会計方針の変更を反映した当期首残高	△22,591	△14,811	—	17,393	3,386,010
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					3,600
親会社株主に帰属する当期純損失					△315,160
その他					△677
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	77,139	70,834	8,996	7,577	87,407
当期変動額合計	77,139	70,834	8,996	7,577	△224,830
当期末残高	54,548	56,022	8,996	24,971	3,161,180

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,153,652	流 動 負 債	254,876
現金及び預金	1,657,072	買掛金	81,796
受取手形、売掛金及び契約資産	249,020	1年内返済予定の長期借入金	39,996
商 品	1,389	未払金	51,532
仕 掛 品	25,036	未払法人税等	12,993
貯 蔵 品	96	前 受 金	29,456
未収還付法人税等	742	預 り 金	17,969
前 払 費 用	18,185	そ の 他	21,132
関係会社短期貸付金	255,000	固 定 負 債	20,686
未 収 入 金	1,082	長期借入金	6,686
そ の 他	2,957	資産除去債務	14,000
貸倒引当金	△56,930	負 債 合 計	275,562
固 定 資 産	1,319,706	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	12,969	株 主 資 本	3,078,297
建 物	34,443	資 本 金	2,918,873
工具、器具及び備品	25,240	資 本 剰 余 金	983,178
減価償却累計額	△46,713	資 本 準 備 金	983,178
無 形 固 定 資 産	823	利 益 剰 余 金	△823,754
ソフトウェア	823	その他利益剰余金	△823,754
投資その他の資産	1,305,912	繰越利益剰余金	△823,754
投資有価証券	24,298	評 価 ・ 換 算 差 額 等	110,502
関係会社株式	74,312	その他有価証券評価差額金	110,502
その他の関係会社有価証券	948,363	新 株 予 約 権	8,996
出 資 金	6,237	純 資 産 合 計	3,197,796
関係会社長期貸付金	230,100	負 債 純 資 産 合 計	3,473,358
敷金及び保証金	22,600		
資 産 合 計	3,473,358		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		851,073
売 上 原 価		393,899
売 上 総 利 益		457,174
販売費及び一般管理費		689,547
営 業 損 失		232,372
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,160	
為 替 差 益	471	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	28,557	
還 付 加 算 金	398	
そ の 他	0	30,587
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	228	
投 資 事 業 組 合 運 用 損 失	15,218	
そ の 他	0	15,447
経 常 損 失		217,232
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損 失	80,000	80,000
税 引 前 当 期 純 損 失		297,232
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,495	
過 年 度 法 人 税 等	12,950	15,445
当 期 純 損 失		312,677

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当期首残高	2,917,073	981,378	981,378	△512,698	△512,698	3,385,753
会計方針の変更 による累積的影響額				1,621	1,621	1,621
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,917,073	981,378	981,378	△511,077	△511,077	3,387,374
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,800	1,800	1,800			3,600
当期純損失				△312,677	△312,677	△312,677
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	1,800	1,800	1,800	△312,677	△312,677	△309,077
当期末残高	2,918,873	983,178	983,178	△823,754	△823,754	3,078,297

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計		
当期首残高	18,883	18,883	—	3,404,636
会計方針の変更 による累積的影響額				1,621
会計方針の変更を反映した 当期首残高	18,883	18,883	—	3,406,257
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				3,600
当期純損失				△312,677
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	91,619	91,619	8,996	100,615
当期変動額合計	91,619	91,619	8,996	△208,461
当期末残高	110,502	110,502	8,996	3,197,796

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社ディー・エル・イー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 村 孝 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 原 徹 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディー・エル・イーの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディー・エル・イー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社ディー・エル・イー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥村孝司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千原徹也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディー・エル・イーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、

また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同業口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同業口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

株式会社ディー・エル・イー	監査等委員会
常勤監査等委員	佐竹 正幸 ㊟
監査等委員	山岸 洋一 ㊟
監査等委員	佐藤 有紀 ㊟

(注) 監査等委員佐竹正幸、山岸洋一、佐藤有紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的の記載の追加

当社事業の現状に即し、事業目的の記載を追加するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理並びにそれに付帯する業務を行うことを目的とする。</p> <p>1) ～26)省略</p> <p>27) 上記各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理並びにそれに付帯する業務を行うことを目的とする。</p> <p>1) ～26)省略</p> <p>27) <u>NFT関連、メタバース関連及びその他のインターネットビジネス（WEB3等を含む）を活用したサービス及びデジタルコンテンツの企画、開発、デザイン、販売、利用並びに当該業務に関するコンサルティング業務</u></p> <p>28) 上記各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名全員は任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	お ぼ ま な お と 小 濱 直 人 (1965年8月19日生) 再任	1989年4月 ソロモンブラザースアジア証券会 社 入社 1998年8月 クレディスイスファーストボスト ン証券会社 2002年11月 ㈱日本産業パートナーズ 2005年1月 オリnbaskyapital 在日代表 2007年6月 京都きもの友禅㈱ 取締役 2010年6月 同社 代表取締役社長 2011年6月 ㈱オフィス小浜設立 代表取締役 2018年4月 朝日放送グループホールディング ス㈱ 役員待遇 2018年6月 同社 ビジネス開発局長 2019年4月 同社 執行役員ビジネス開発担当 2020年4月 同社 執行役員ビジネス開発、海 外ビジネス担当 2020年11月 ㈱大戸屋ホールディングス 社外 取締役 (現任) 2021年4月 朝日放送グループホールディング ス㈱ 特任参与 2021年6月 当社代表取締役 (現任) 2021年9月 ちゅらっぶす㈱ 取締役 (現任)	10,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	しい き りゅう た 椎 木 隆 太 (1966年12月24日生) 再任	1991年4月 ソニー(株) 入社 2001年12月 有限会社バサニア (現 当社) 設 立 代表取締役 2012年7月 DLE-ERA 取締役 2012年11月 DLE America, Inc. 代表取締役 2015年7月 (株)TOKYO GIRLS COLLECTION (現 (株)W TOKYO) 代表取締役 2015年7月 ちゅらつぶす(株) 取締役 2016年9月 (株)TOKYO GIRLS COLLECTION (現 (株)W TOKYO) 取締役会長 2016年9月 ちゅらつぶす(株) 代表取締役 2016年11月 AppBeach(株) 代表取締役 2016年12月 (株)エモクリ 代表取締役 (現任) 2017年2月 当社社長執行役員 2018年3月 amadana(株) 取締役 (現任) 2018年3月 (株)アマダナ総合研究所 代表取締役 2018年3月 (株)DLEキャピタル 代表取締役 2019年1月 ちゅらつぶす(株) 取締役 2019年9月 当社取締役 (現任) 2019年9月 (株)アマダナ総合研究所 取締役 (現任) 2019年9月 (株)DLEキャピタル 取締役 (現任) 2020年7月 amidus(株) (現 AMIDUS.(株)) 取締役 (現任) 2021年11月 (株)CARAVAN Japan 取締役 (現任) 2022年4月 タイレル(株) 取締役 (現任)	7,258,380株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	いま むら とし あき 今村俊昭 (1962年7月17日生) 新任	1985年4月 朝日放送(株) 入社 2012年2月 同 制作局長 2016年1月 同 人事局付局長同等(局長待遇)・出向休職(㈱エー・ピー・シーリブラ) 2018年4月 朝日放送テレビ(株) 役員待遇・出向(㈱エー・ピー・シーリブラ) 2018年4月 ㈱エー・ピー・シーリブラ 代表取締役社長 2020年4月 朝日放送グループホールディングス(株) 執行役員(現任) 2020年6月 当社取締役 2021年4月 朝日放送テレビ(株) 取締役(現任)	— 株
4	わた せ 渡瀬ひろみ (戸籍名：大塚ひろみ) (1964年11月14日生) 再任	1988年4月 ㈱リクルート入社 1993年5月 同社ゼクシィ創刊フェウンダー 2000年4月 同社アントレ マーケティング・ディレクター 2004年4月 同社プロワーカーナビ マーケティング・ディレクター 2010年4月 ㈱アーレア設立 代表取締役(現任) 2013年4月 ㈱トライアムパートナーズ設立 代表取締役 2014年6月 ㈱ばど 代表取締役社長 2016年5月 マックスバリュ西日本(株) 社外取締役 2016年6月 タメニー(株) 社外取締役(現任) 2016年9月 ㈱アーバンフューネスコーポレーション 社外監査役 2017年7月 ダイヤル・サービス(株) 社外取締役 2018年6月 ㈱商工組合中央金庫 社外取締役 2019年9月 当社取締役(現任) 2021年4月 第一フロンティア生命保険(株) アドバイザリー・ボード社外委員(現任) 2022年2月 ㈱フジ 社外取締役(現任)	— 株

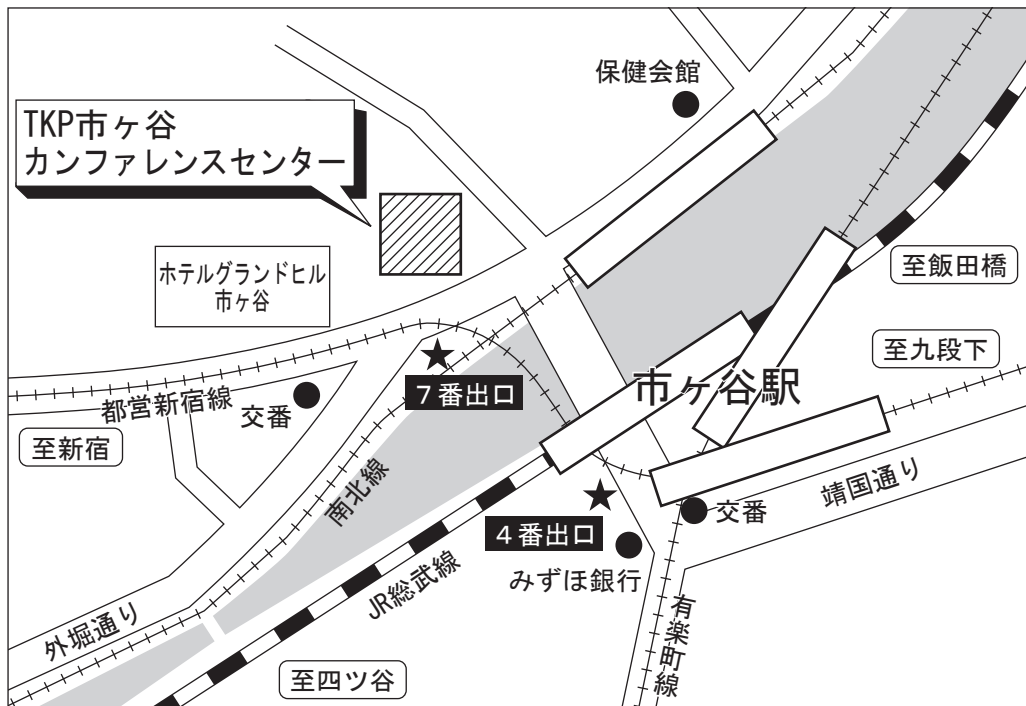
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 今村俊昭氏を取締役候補者とした理由は、朝日放送グループで番組制作での豊富な経験と実績があり、株式会社エー・ビー・シーリブラの社長に就任するなどメディア産業の経営を経験しており、会社経営について戦略的な思考力、判断力に優れていると判断したためであります。
3. 今村俊昭氏の上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である朝日放送グループホールディングス株式会社及びその子会社における、現在または過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
4. 渡瀬ひろみ氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に、本取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 渡瀬ひろみ氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営戦略強化に反映していただけると判断したためであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 渡瀬ひろみ氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年9ヶ月となります。
7. 当社は、渡瀬ひろみ氏との間で、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合は、期待された役割を十分に発揮できるよう、同氏と同等の内容の契約を新たに締結する予定です。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告 4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、再任の候補者は引き続き、新任の候補者は新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 【7F】カンファレンスルーム7C



交通のご案内

- 東京メトロ有楽町線・南北線市ヶ谷駅7番出口徒歩1分
- 都営新宿線市ヶ谷駅4番出口徒歩2分
- JR総武線市ヶ谷駅徒歩2分

※ 駐車場の準備はございません。ご了承ください。